

事務連絡
令和4年2月10日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当部長 殿
（上記、各地方整備局等経由）
市町村下水道担当部長・課長 殿
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業課長 殿
都市再生機構下水道担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室 課長補佐

下水道工事における安全対策の徹底（その5の2）について （令和4年1月19日広島県東広島市発注の工事に伴う死亡事故）

本年1月19日、広島県東広島市発注の汚水幹線建設工事に付帯する既設排水路の嵩上工事において、県道歩道内からクレーン機能付きバックホウにてコンクリートホッパーを吊り込み、打設作業をしていたところ、バックホウが県道下へ横転し、運転していた作業員が投げ出され、バックホウの屋根と擁壁に挟まれて心肺停止となり、救急搬送されましたが、死亡するという事故が発生しました。

事故原因等を確認した結果、以下の点について安全対策の不備が確認されました。

- ・クレーン作業計画が未作成のため、作業半径に応じた定格荷重の確認ができておらず、作業半径の定格荷重以上の重量物を吊り上げて作業したために、バックホウがバランスを崩して横転した。
- ・クレーンモードに切り替えずにバックホウを操作していた。
- ・作業員がシートベルトをしていなかったため、横転時に運転席から投げ出され重機の屋根と擁壁に挟まれた。

事故原因等を受けまして、別紙の通りの再発防止策を行うこととされました。

各下水道管理者におかれましては、引き続き工事現場へのパトロールを通じ、施工計画書等に基づく作業手順通りの施工や安全管理の徹底など改めて確認するとともに、当該再発防止策も参考として安全管理に対する指導を徹底することで受注者の安全意識の醸成を図り、事故の未然防止に努めていただくようお願いします。

【事故発生状況】

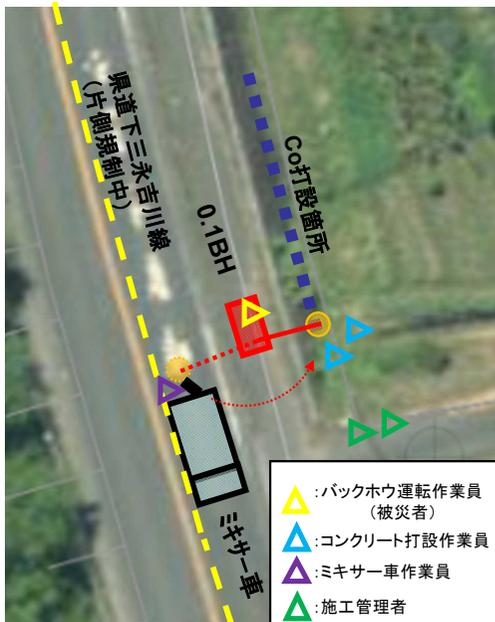
汚水幹線建設工事に付帯する既設排水路の嵩上工事において、県道歩道内からクレーン機能付きバックホウにてコンクリートホッパーを吊り込み、打設作業をしていたところ、バックホウが県道下へ横転し運転していた作業員が投げ出され、バックホウの屋根と擁壁に挟まれて心肺停止となり、救急搬送され、その後死亡が確認された。

【事故原因】

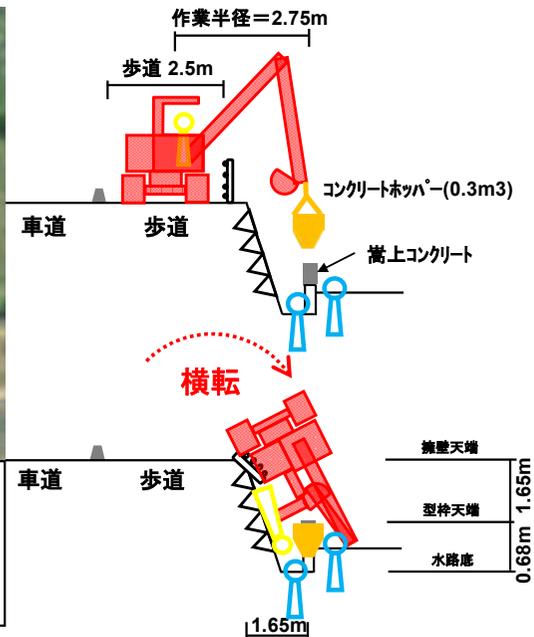
- ・クレーン作業計画が未作成のため、作業半径に応じた定格荷重の確認ができておらず、作業半径の定格荷重以上の重量物を吊り上げて作業したため、バックホウがバランスを崩して横転した。
- ・クレーンモードに切り替えずにバックホウを操作していた。
- ・作業員がシートベルトをしていなかったため、横転時に運転席から投げ出され重機の屋根と擁壁に挟まれた。

【状況図】

【平面図】



【断面図】



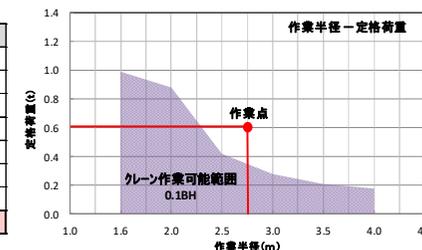
【再発防止策】

1. クレーン作業計画を作成し、作業内容に応じた適切なバックホウを選定するとともに、作業員に作業内容を周知する。
2. バックホウによる吊り込み作業を行う時には、クレーンモードに必ず切替える。
3. 重機の運転を行う際は、シートベルトの使用を徹底する。
4. 発注者において現場パトロールを実施（1回/月）し、安全管理を徹底するように指導する。

【状況写真】



作業半径 (m)	定格荷重 (t)
1.6	0.99
2.0	0.88
2.5	0.42
3.0	0.28
3.5	0.21
4.0	0.18
作業時半径及び重量	
約 2.75m	約 0.6t



クレーン定格荷重表